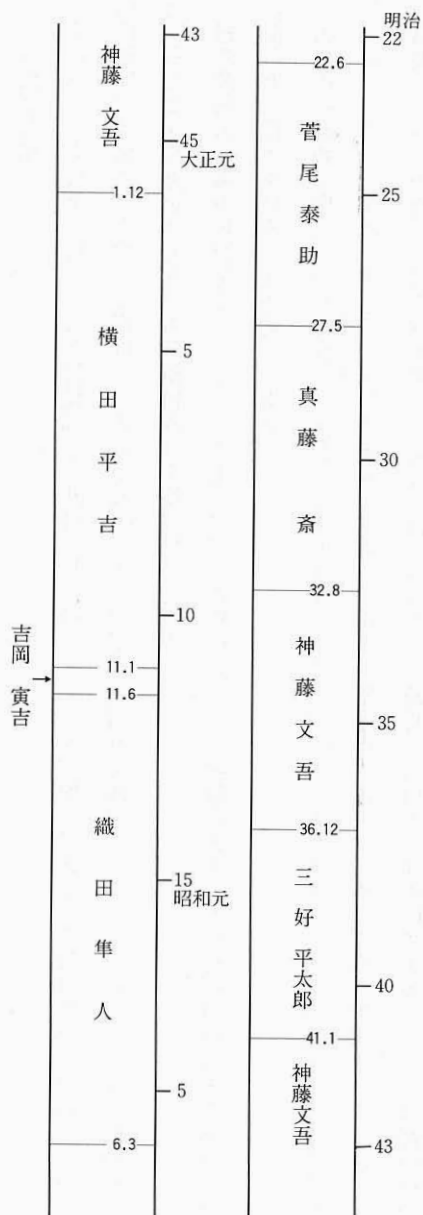


昭和 六年	明治 三十年 四十四年	松永信時 佃次郎平 的場久太郎	平 谷
稲垣定計	織田信四郎 南田秀太郎	川 角	

また、平谷地区、川角地区の区長は次の通りである。



本庄村の村長は次の通りである。

明治二十二年の本庄村吏員組織及び給料額は、次の通りであった。

第一条 本村ニ左ノ吏員ヲ置クモノトス

収入役 書記三人 雇一人 使丁一人

第二条 収入役ハ年俸金四拾円トス

第三条 書記ハ平均月給金貳円拾錢トス

第四条 雇ハ月給金壹円七拾錢トス

第五条 使丁ハ年俸金拾六円トス

(以下省略)

これを、二十八年一月でみると村長以下、助役、収入役、書記三人、使丁であり、人数はかわらない。しかし、給料額は、月給で収入役が五円以下、書記が五円以下、使丁が一円五十錢以下となっている。この年の熊野村は、前にみたように書記は七人であり給料額は平均三元であった。

村の政治の一端を垣間見ることができるとともに、公務旅行表という記録がある。本庄村の明治二十八年分（一月から十二月）を見ると次の通りである。

広島市へは物品購入のため七件と、入営する新兵引率の一件、合わせて八件がある。そのうち引率を含む七件が一泊二日で、一件は二泊三日の出張である。しかし、市内の県庁への出張は一件もない。海田市へも一泊二日の出張である。用務は村長の同僚会同である。特に多いのは吉浦村（二川）と和庄町である。二川には郡役所があり、事務上の打合わせに十三件、隔離所設置のことで五件、兵事で四件、地方税の納付のため四件、国民兵名

簿調整のため二件、しかもこれについては一件に七日間、もう一件には五日間もかけている。ほかに、戸籍簿の点検を受けに行ったり、日清戦争が終わる年でもあって十一月には海軍歓迎の件で召集をかけられている。和庄町には支金庫があり、地租を納めるために七件、国税を納めに二件、合わせて九件出張している。和庄町には徴兵署もあり、ここへの出張が二件ある。一泊して徴兵検査のため受検者を引率しているのである。

また、和庄町の収税署にも四件行っている。土地の所有や移動についての取調べのためである。関連して呉区裁判所にも立ち寄っている。他村との関係では、焼山村役場に事務打ち合わせのため一件出かけている。地元（部内）への出張は、この年、赤痢の発生もあって川角に六件、栃原三件、平谷一件、しかも消毒のため一件に一週間かけた場合もある。さらに村税未納者の取調べに二件、それぞれ三日間をかけて押込、平谷、川角をまわっている。栃原にも村税未納者取調べが一件ある。栃原には行路病人の取調べが四件もあり、主たる交通路であったことがわかる。

また、兵士歓迎のため、七月二十日に平谷、二十七日に川角へそれぞれ出向いている。合計八十四件である。出張旅費は、村長・助役には出ていない。泊りなしの村内にも出ていない。郡役所か和庄町のどちらかへ行く場合、十二銭、両方かけもちで行けば十五銭、泊まりがけであれば三十五銭である。広島に行く場合、一泊二日で五十三銭が普通である。

翌二十九年の旅行表を、二十八年と比べてみると、次のことがいえる。二十九年では旅費のかかる公務旅行は四十件となり、二件しか減っていないのに対し、かからない旅行は十三件で、前年の四十二件から大巾に減少している。部内の場合、多くは記載しなかったためと考えられる。十三件の内訳をみると村長・助役が郡役所や海

田市町に出張した三件と、赤痢病予防のため押込に行った八件が目立った記載例である。平谷への、凱旋兵士の歓迎もある。郡役所や、和庄町の支金庫や徴兵署への出張は同じように多い。かわったものとしては、海軍志願兵を吉浦村（郡役所か）に引率していることや、助役が徴兵署での本庄村出身兵の点検・査閲をしに行っている。広島市への新兵の引率は同じであるが、物品購入は二件である。そして、県庁へ保安林取調べのため八日間行っているが目立っている。焼山村への出張が三件、熊野村へは勧業の件で来ている。旅費等が、村長や助役にも宿泊を伴う場合には出るようになり、日帰りでも時には出ている。また、和庄町や吉浦村への日帰りも六月には二十銭となり、全体として値上がりしている。

以上のことから、近隣町村や県との関係よりも郡役所との関係が強く、しかも郡役所の指導・監督のもとでの村の政治であったことがわかる。また、すべての税を村の吏員が徴収し、支金庫や郡役所に上納しているのである。出張の内容も国の委任事務が多く、その旅費も村が負担したのである。熊野村の場合も、苗代、栃原を通って和庄町や吉浦村（二川）へ行くのであるが、内容（目的）はほとんどかわらないと考えられる。

本庄村の大きなできごととして水源池の建設があげられる。呉の海軍関係への給水のため、大正元年九月、本庄水源池の建設工事が着手された。これに伴い道路の整備も急がれ、二年五月には、吉浦村、焼山村、押込、川角間の、三年には呉・神山間の改修工事が完成した。その年には電力も焼山村まで設備された。このようにして大正七年四月、周囲五軒、満水面積二八万平方軒、貯水量一九六万噸の本庄水源池が、工費一八〇万円、延一七三万の人手によって完成した。七年にわたるこの工事と本庄村の村政および村民とのかわりは充分わかっていない。

村会は定員十二名から成り立っていた。明治二十五年度の追加予算を可決するための臨時村会（二十五年十二月六日）の座席表で見ると、次の村会議員がいたことがわかる。

一番 吉川 嘉三太 八番 應和 助左衛門

二番 松浦 兵次郎 九番 八木 貞策

三番 須山 直之助 十番 行友 禎藏（欠席）

四番 神藤 徳孝 十一番 横田 平吉

五番 佐々木 新次郎 十二番 松浦 弥三郎

六番 村長兼議員ニシテ議長席ニツク 議長 菅尾 泰助

七番 藤田 伊右衛門 （注） ほかに年長議長といたのがありこの時は神藤徳孝であった。

次に示すのは、明治四十五年二月に開かれた第一回及び第二回村会の会議録である。平谷・川角に関わる議案もとより上げられており、何より当時の村会の様子を具体的に理解することができると思われる。

第一回 会議録

明治四十五年二月七日午後一時開会

出席議員氏名

荒谷久次郎 原 勝次 横田平吉 伊藤恕助 進藤平太郎 臼井久松 吉川宇佐之亮 佃 次郎平

南田秀太郎 南部良之輔

村長茲ニ第一回村会ヲ開会シマス本会ハ本庄村長神藤文吾本月十二日満期ニ付選挙ノ為メ開会シタル次第デアリマス

議長諸般ノ報告ヲ致シマス

本日出席議員

十名

不參議員

二名

應和兼三

松浦弥三郎

議長是ヨリ開会シマス本日ハ初会ナレハ議席ノ番号ヲ抽籤ニテ定メマス

抽籤配付

議長抽籤ノ結果ヲ報告シマス

一番 横田 平吉

二番 原 勝次

三番 佃 次郎平

四番 吉川 宇佐之亮

五番 南田 秀太郎

六番 松浦 弥三郎

七番 進藤 平太郎

八番 應和兼三

九番 伊藤 恕助

十番 白井 久松

十一番 南部 良之輔

十二番 荒谷 久次郎

議長是ヨリ村長選挙ヲ行ヒマス

投票用紙配布

五番 本庄村長ハ投票ヲ用セス指名ヲ以テ決定シタシ諸君御同意アラン事ヲ希望シマス

満場同意

議長五番ヨリ投票ヲ用ヒス指名推選シタシトノ請求ニ満場同意ナレハ指名スル事ニ決定シマス

五番現任本村長神藤文吾氏ヲ指名シマス

満場賛成

議長五番ヨリ現任村長神藤文吾指名セラレ満場同意ナレハ是ニ決定シマス

議長附議事件ハ議了シマシタニ仍リ茲ニ本日ノ會議ヲ閉チマス

村長今回ハ村長満期ニ付テハ再選ノ榮ヲ得マシテ寔トニ光榮トスル所デアリマス一寸御挨拶致マス

本日ハ議事悉ク議了致シマシタニ付本會ヲ閉チマス

千時午後三時

議長 神藤文吾(村長印)

議員 原 勝次

議員 横田平吉

第二回 會議録

明治四十五年二月十六日午後一時開會

出席議員氏名 (省略)

村長茲ニ第二回村會ヲ開會シマス本會へ提出シタル議案ハ左ノ如シ

第一号本庄北尋常小学校敷地郡長指定諮問案

第二号大字押込海軍水道工事中仮道路開設ノ件

議長諸般ノ報告ヲナシマス

本日出席議員十名 不参議員二名(省略)

一、議長是ヨリ開會シマス

第一号議案本庄北尋常小学校々地郡長指定ニ付諮問案

一、議長本案ハ簡單デアリマス故議長ノ意見ニ依リ詠會省略通議ヲ命シマス

五番本案ニ付テハ意見ガゴザリマスカラ本席ヨリ陳述シマス元來ハ北部三字中川角ハ戸数多キ故川角ニ指定セラルルガ適當ナランカ何トナレバ押込字ヨリ川角ニ通フハ七丁平谷ニ通中ハ九丁ナルニモ抱ハラズ押込ノ人民ハ平谷ニ行クヲ好ム由ナルモ近キ止テ遠キヲ好ムト言フ事ナキ訳ナリ且ツ郡長モ多数人民只タ平谷ガ宜キト言フノミテ遠近ノ心理ヲ酌斗セズシテ指定

セラレタルモノナランカ最モ本席ニハ郡長ノ御出席ナキ故伺モ出来ザレバ如何トモナシガタシ仍テ本員ノ立場トシテハ本諮

問案ニハ不同意ナリ諸君察シアリタシ

十一番五番ニ同意

三番原案ニ賛成

十番原案ニ賛成

七番原案ニ賛成

議長本案ニハ賛成不賛成アレバ先ゾ原案ニ賛成者諸氏起立

原案ニ賛成者多数ナレバ原案ニ決定ス

第二号議案大字押込海軍水道工事仮道路開設ノ件

十二番原案賛成

満場同意

議長本案ハ満場同意ナレバ原案ニ賛成ス

本日ハ附議件ハ議了シマシタ故開議ヲ閉ジマス^(ママ)

議長本日ハ議事悉ク議了ニ付本会ヲ閉マス

干時 午後二時

議長 神藤文吾(村長印)

議員 佃 次郎平

議員 吉川宇佐之亮

本庄村最後(昭和四年四月当選)の村会議員は、南田南主人、織田隼人、荒谷久藏、豊島敬三、梶山米太郎、的場隼人、山口本次、松浦千剛、宮原増人、近藤繁太郎、平井甚三、吉川和三の十二名である。

〔安芸郡会・広島県会・帝国議会〕

明治十一年十一月から、「郡区町村編成法」により郡長がおかれた。郡役所は初め海田市におかれていたが、十九年からの呉軍港関係の工事に伴う賑いのため、二十三年四月から吉浦村二川（和庄町の西となり）に移された。しかし、三十五年、和庄町などが安芸郡を離れて呉市になり、二川が吉浦村から離れ、呉市に編入されるに及んで、三十九年四月、再び海田市におかれることになった。明治二十三年五月、郡制が公布されたが施行はおくれ、明治三十二年三月、法律第六十五号によって府県制・郡制が全面的に改正されるに至って初めて広島県でも七月一日をもって、郡制が施行されたのである。県内各郡に郡会が設置され、郡会議員の定数は十五〜三十名であった。安芸郡は初め、町村数から三十一選挙区に分割されたが、大町村もあるので内務大臣の許可を得て四十名の定員で選挙が行われた。熊野村は定員一名の選挙区であった。しかし、三十五年の呉市の成立によって三十四名となり、もともと定員を超える人数であるため、三十六年には定員三十名となった。その結果、数村を代表する郡会議員も出てきた。熊野村の割当は一名である。本庄村は幾度か他村との合同選挙区となることもあった。熊野村と本庄村関係の郡会議員は次の通りである。

至 自	至 自	至 自	至 自	至 自	至 自	至 自	満期
十二、九	八、九	八、九	四、九	四、九	四、九	四、九	四、九
世良雄三郎	世良雄三郎	世良雄三郎	世良雄三郎	世良雄三郎	世良雄三郎	中井堰	熊野村
織田隼人 (川角)	織田隼人 (川角)	神田菊太郎 (畑賀村)	真藤 (〃齋)	真藤 (〃齋)	真藤 (苗代)	本庄村	本庄村
定員三十六	同 本庄村、焼山村、大屋村からひとり	同 本庄村と畑賀村からひとり	同 真藤は郡会議長もつとめた	同 真藤は郡会議長もつとめた	定員四十 真藤は郡会議長もつとめた	定員四十	備考

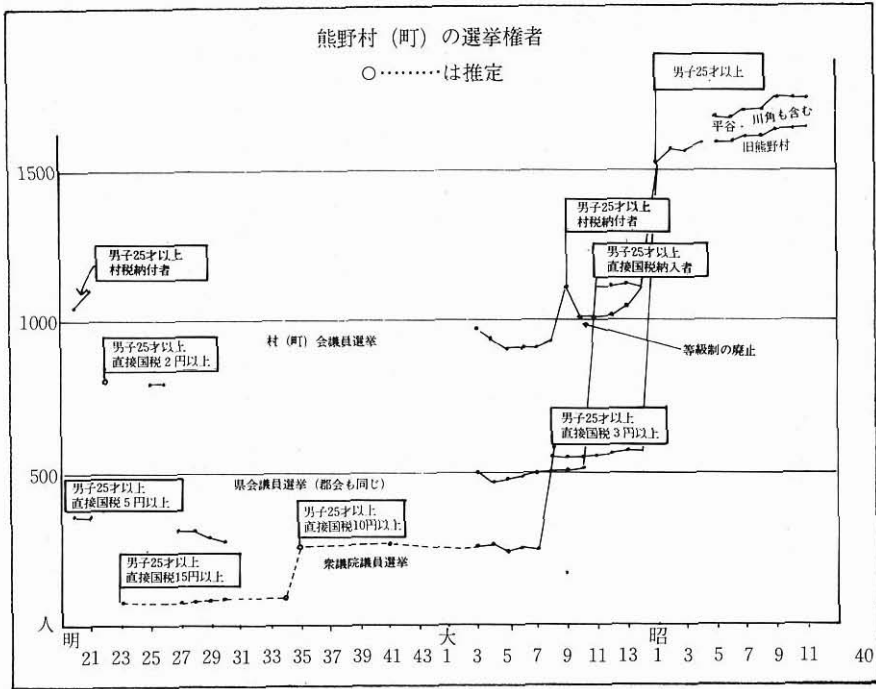
和庄町が呉市となるに及んで、同町選出の郡会議長、豊田実穎の後任に明治三十六年一月、中井堰が就任した。なお、さきに熊野の戸長役場の雇をしていた土井外人が、明治四十一年と四十三年から大正十年まで、通常郡会の書記をつとめている。当時の書記の人数は、四、五名が普通であった。

郡会は、かつての連合村会がしていた教育・勸業・衛生などの援助活動を行うものであった。しかし、政府は郡制による地方自治にみるべき成果があらざることや、経費がかかることからくる町村の不满を理由に、大正十二年三月をもって郡制を廃止したので、郡会もその役割を終えたのである。

県会の定数は明治二十一年から七十七名であり、任期は三年半数改選の六年であった。安芸郡は五人の定員であり、熊野村からは明治二十四年四月の補欠選挙で、佐々木亮が当選している。府県制が実施される三十二年からは、定数は五十四ないし五十二名で、四年ごとの一斉選挙となる。安芸郡の定員は四人であるが、熊野村及び川角・平谷地区からの当選者はいない。

衆議院議員の広島県での選挙区数と定員は、明治三十一年八月（第六回）まで九区で十名である。広島と安芸郡は第一区で、定員は二名である。明治三十五年八月（第七回）から大正六年四月（第十三回）までは広島県の定員は十二名で、この間、安芸郡は広島と離れて単独の選挙区となっている。大正九年五月（第十四回）から定数十四名の十三選挙区となり、さらに定員は十三、十二名となり、小選挙区制中心から中選挙区制に移行している。

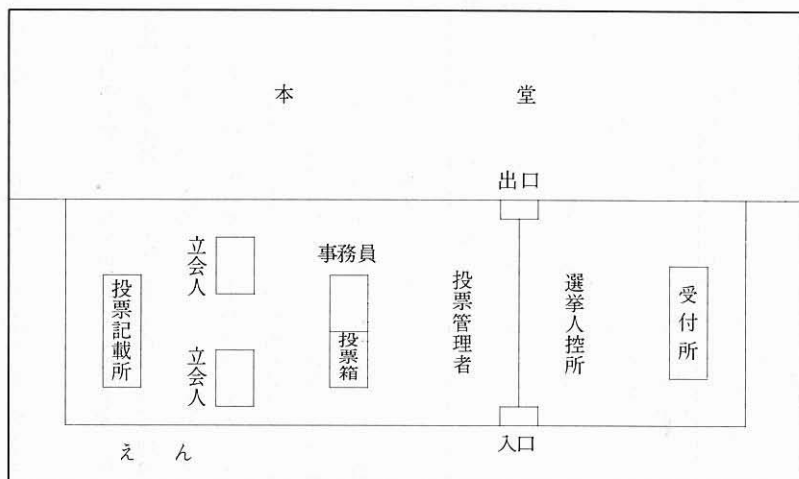
熊野村（町）の選挙権者の推移は次の通りである。



全 国	本 庄 村	熊 野 村	調 査 年	
1.1%		1.3%	明治29年	男子25才以上
		1.3%	30年	直接国税(地租)
		1.3%	31年	15円以上
2.1%	4.0%	3.9%	明治41年	男子25才以上
				直接国税(地租)
				10円以上
5.5%	8.3%	7.5%	大正8年	男子25才以上
	8.3%	7.5%	9年	直接国税(地租)
	8.7%	7.4%	10年	3円以上
20.0%		20.6%	昭和元年	男子25才以上
		21.1%	2年	
		21.3%	3年	普通選挙

衆議院議員の選挙権を有する者の人口に対する割合を、選挙権を有する者の数のわかる年で示すと次の通りである。

西 光 寺 の 投 票 場



こうしてみると選挙権者の割合は熊野の場合、制限選挙の時代には全国平均よりもかなり高かったといえる。

投票場は、熊野村では西光寺であったと考えられる。

それは明治三十五年七月、衆議院議員選挙投票所として西光寺を借りる許可申請書が残っているからである。上の図面とともに、村長井上真一郎が知事江木千之に提出しているのである。

〈川角・平谷村を含む熊野町〉

明治三十九年、海田市に郡役所が移ったことは、平谷

・川角に少なからず影響を与えたと考えられる。平谷・

川角は本庄村の玄関ともいえる位置になったからである。

熊野との交流もより密接になった。郡役所が廃止され県庁との関係が深くなっても、その位置はかわらなかった。

熊野町は昭和六年四月一日、川角・平谷を編入し、現在に至っている。編入理由を、熊野町長、本庄村長、焼山村長連名で県知事川淵治馬に宛てた「町村廃置分合ニ

関スル件上申」のなかからみると次の通りである。

理由

安藝郡熊野町本庄村焼山村ハ俗ニ熊野七郷（現在ノ熊野町焼山村本庄村大字川角同平谷同押込同苗代同栃原）ト稱シ共ニ郡内ノ高原地帯ニ在リテ四面山ヲ繞ラシ一盆地状ヲ呈セリ從テ住民ノ人情風俗相類似シ日常ノ生活亦殆ント彼是共通セリ而シテ生業ハ一般ニ農業ヲ本位トスルモ熊野町及本庄村ノ北部ハ製筆ノ業盛ニシテ其ノ名天下ニ知ラレ又焼山村及本庄村ノ南部ニ於テハ呉工廠ニ通勤セル者数百名ノ多キニ達ス然モ本庄村焼山村ハ共ニ小村ニシテ戸数少ク村民ノ負担苛重ニシテ財政頗ル困難ノ状態ニ在ルヲ以テ關係町村熟議ノ結果地勢交通並生業ノ状態ニ鑑ミ本庄村ヲ分離シテ其ノ一部ヲ熊野町ニ編入シ他ノ一部ハ之ヲ焼山村ト合併シ以テ團體ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルト共ニ將來自治ノ發展ヲ圖ラムトス

これで見ると廃置分合の主な理由は、本庄村・焼山村が小村で財政が困難なためである。そのことを上申にある資力表で見ると次の通りである。

後置廃	昭利村	資力			町村			有地			負債	
		諸税	並税	村費	現金	公債証券等券面金額	耕地	山林	雑種地	建物	金	高
熊野町	三、八八五円	二、二九一元	五、八〇九円	一四、五八四円	△四七〇九円九一〇		〇反三九	△四九九反〇二	一反一〇〇	三八一坪二六勺	一三七円五七〇	
熊野町	九、四八三円	二、一七五円	六、四四一元	一六、六一〇円	△五九五五五八〇	四八八〇円〇〇〇	一反九二四	九一七反二〇一	一反二〇〇	五〇三坪四七勺	三〇〇〇円〇〇〇	
熊野町	八、九〇二円	一九、七四四円	四六、八八三円	六七〇八円七九〇	五〇〇円〇〇〇	六反七二	四七二四反八〇二	五反八二	二七七坪五七勺	二〇〇〇円〇〇〇		
本庄村	二、二七五円	六、四四一元	一六、六一〇円	二六五九四七七〇		耕宅地	山林	雑種地	建物	金	高	
焼山村	二、二九一元	五、八〇九円	一四、五八四円	△四七〇九円九一〇		耕地	山林	雑種地	建物	金	高	
昭利村	三、八八五円	一〇、四四二円	二二、四六八円	一六五〇、三〇〇		耕地	山林	雑種地	建物	金	高	
昭利村	三、八八五円	一〇、四四二円	二二、四六八円	一六五〇、三〇〇		耕地	山林	雑種地	建物	金	高	
昭利村	三、八八五円	一〇、四四二円	二二、四六八円	一六五〇、三〇〇		耕地	山林	雑種地	建物	金	高	

この諸税並びに村費を一人当りに直してみると、熊野町の一〇円九三銭に対し、本庄村一二円九五銭、焼山村一四円六一銭で両村はかなり重い負担をしていることになる。しかも熊野町との差を県税で見ると、本庄村は四五銭、焼山村は八八銭、村費はそれぞれ一円七五銭、二円六二銭と、いっそう多く負担していることになる。但しこれは豊かさのあらわれといえなくもない。しかし何といつても人口七〇〇〇の熊野町が十八人の町会議員ですませ、二〇〇〇人の本庄村が十二人の村会議員をかかえているひとことをみても、本庄村の負担が重かつたことがわかる。

資力表の備考に次の一〜五がある。

一、昭和五年七月一日現在

二、本庄村基本財産現金及有価証券合計六千四百七拾五円五拾八銭ハ廢置前ニ於テ參千百五拾円ハ負擔償還壹千五拾円ハ罹災救助資金繰入金積戻費ニ各充當シ其ノ他ハ道路改修積立金トシテ熊野町ニ壹千円昭和村ニ壹千貳百七拾五圓五拾八銭ヲ各々移スモノトス

三、焼山村山林ノ内四十九丁九反二十一歩（廢置前）の賣却処分ノ上其ノ代金ハ道路改修費積立金及小學校改築費積立金トシテ昭和村ニ移スモノトス

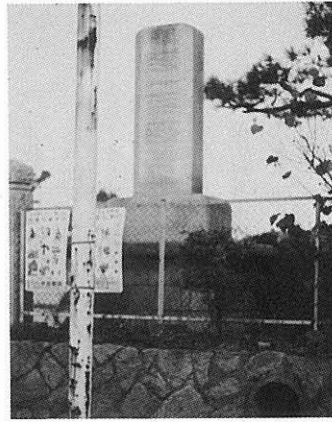
四、焼山村基本財産現金ハ廢置前ニ於テ三百円ハ村費へ繰入費消処分シ其他ハ昭和村ノ現金中ニ包含セズ但シ賣却未済ニ付代金不明ニ依リ廢置後道路改修費積立金及小學校改築費積立金トシテ昭和村ニ移スモノトス

五、本表ニ掲記セザルモノニシテ罹災救助資金ノ積戻ヲ要スヘキモノ左記ノ通

熊野町元金四千五拾円 本庄村同壹千円

本庄村の基本財産及有価証券六四七五円五八銭は、現金の差引五九五円五八銭と公債証書等の四八八〇円それ

に罹災救助資金の一、〇〇〇円を含むものと考えられる。これによって本庄村は三〇〇〇円の負債を整理していったのである。



本庄村廃合記念碑 昭和6年3月

本庄村の苗代、押込、栃原は焼山村と合併して昭和村をつくった。同じ昭和六年四月一日に安芸郡では、上瀬野村と下瀬野村が合併して瀬野村をつくっている。昭和六年といえば、満州事変のおこる年である。

かくして、人口七、七七八人、世帯数一、六一六、面積三五、七平方キロの熊野町となった。当時の安芸郡の町村を人口規模で示すと次の通りである。

一、〇〇〇〃	二、〇〇〇人	戸坂村、中山村、温品村、畑賀村、大屋村
二、〇〇〇〃	三、〇〇〇人	瀬野村、昭和村
三、〇〇〇〃	四、〇〇〇人	府中村、船越町、海田市町、奥海田村、中野村、渡子島村
四、〇〇〇〃	五、〇〇〇人	上蒲刈島村
五、〇〇〇〃	六、〇〇〇人	下蒲刈島村
六、〇〇〇〃	七、〇〇〇人	矢野町
七、〇〇〇〃	八、〇〇〇人	熊野町、坂村
八、〇〇〇〃	九、〇〇〇人	なし
九、〇〇〇〃	一〇、〇〇〇人	なし
一〇、〇〇〇〃	一〇、〇〇〇人	江田島村、音戸町、倉橋島村

昭和五年の国勢調査による。瀬野村、昭和村、熊野町はそれぞれ昭和六年の新しい村（町）となるように修正した。

新しい熊野町の町長、助役、収入役は次の通りである。

収入役	助役	町長	昭和
	梶山寿四郎	阿原臣	6
6.10		6.10	
益永信一			10
	阿原寅三	梶山寿四郎	
10.10		10.10	
13.9			
14.2			15
山田千里		伊藤実雄	
18.3			
植野数美			20
19.7			
山田千里			
21.1			
	青盛 齋	諏訪本光三	
21.4		21.4	
22.7		22.4	

→ 仏門義章

熊 野 町 吏 員 表

また、村長を補佐する役場の吏員は次の通りである。

	昭和8年	昭和12年	昭和18年	昭和20年	
町 長	1 50	1 55	1 85	1 150	人員 月俸
助 役	1 43	1 45	1 80	1 100	人員 月俸
収 入 役	1 40	1 43	1 65	1 90	人員 月俸
書 記	7 32(平均)	7 32.40	13	16	人員 月俸
書 記 補	2 21.50	2 21.50	39(平均)	55(平均)	人員 月俸
技 手	2 37.50	2 報酬 7円と3円	1 35	2 40(平均)	人員 月俸
使 丁	1 雑給 0.80	1 〃 0.85	1 0.70	1 2.80	人員 日給
学務委員 (実業補習 教育委員)	2 (2) 6 (5)	3 6	6 6	6 6	人員 年俸
助成吏員				1 70	人員 月俸
区 長	9 48×4 45×2 42×1 24×1 18×1	9 48×4 45×2 42×1 24×1 18×1	9 月 10×5 8×1 7×1 6×2 (代理者も同じ)	9 20円 18 中溝 17 荻原 17 出来、城之堀 15 新宮 13 呉地 13 初神 12 平谷、川角	人員 年俸 ×

これで見ると、昭和八、十二年の書記・書記補は九人であり、大正四、五年の八人に対し、わずか一名の増加である。しかし月俸はおよそ十円だったものから、書記では三倍にもなっている。人数の変化の著しいのは、第二次世界大戦に入ってからである。

参考資料

広島縣誌(国政調査会) 昭和七年七月

矢野町史 下卷(矢野町町史編纂委員会) 昭和三十六年七月

瀬野川町史(広島市役所) 昭和五十五年三月

船越町史(広島市役所) 昭和五十六年三月

広島県史 1 広島県 昭和五十五年三月

本庄村・熊野村(町) 関係資料

(他に資料やお気付きの点があればご教示ください。)

熊野の米騒動



熊野各の米騒動

十四日より十六日まで

十六日午後十二時 内務省發表

廣島縣

十四日正午状況、廣島市は騒動起り、せす等事なり、吳市は民間より騒動に騒動起りつ、ありしが午後八時に至り、騒動の大勢廣島市より、酒屋、呉服屋、雑貨店、商店を襲ひ、家屋器具を破壊し、掠奪をなすより、飯原城より軍隊出動し、午前三十分全、鎮西に歸せり、商店等に

酒食金品を強請し或は軒燈を破壊す然れども警備隊重なるため騒動を振ふ能はず次第により兵士出動し警察隊は主なるもの五十名を逮捕したりこれかため騒動の勢大に挫けたるが如し、後、飯原城にて午後八時頃より數百名の暴徒米商六戸を襲ひ、戸を破壊したり、岡山市はなほ未だ不安の状態にあり、十五日夜も引續き出兵を求め、専ら鎮壓に力めなほ十六日聯合隊三十五連をえて

中国新聞 大正7年8月18日より

柴原健児

米騒動

第一次世界大戦は、日本の社会や産業に大きな影響を与えた。なかでも人々の生活にもつとも関係のあるのが諸物価の動向である。

特に米価については大戦期間中の後半に高騰が著しかった。その理由として、都市人口の増加による米の需要の増加、商社による輸入米取扱いの独占、昔ながらの地主―小作人による米の生産のしかたがあげられる。とりわけ、大正七

玄米1石の卸売価格

(広島市)

	円 銭
1月	23.23
⋮	
4月	26.70
⋮	
6月	28.40
7月	32.69
8月	38.19
9月	42.00

農作業の日傭の賃金表 (広島市)

単位：円

	男			女		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低
3月	1.10	1.00	0.90	0.60	0.55	0.50
6月	1.30	1.10	1.00	0.65	0.60	0.55
9月	1.10	1.00	0.90	0.60	0.55	0.50
12月	1.30	1.10	1.00	0.65	0.60	0.55

広島県史 近代2より

年にはシベリア出兵による米の買い占めと、天候不順による不作が加わって、米価はいっそう上昇した。それに対して、労働者・職人日傭の賃金はそれほどには上昇しなかった。

この年の米価の上昇に対して、国民は米騒動という形で抵抗を示した。この抵抗は時期によつて三つに分けることができる。その第一期は、七年七月二十二日、富山県の魚津の婦人達によつて始まつた。これは廉売を要求すると共に、米の移出を阻止することによつて高騰を防ごうとするものであつた。この地ではさらに八月五、六、七日にもこのような運動が続発した。さらに、九日には愛知、大阪、岡山、広島……などの府県に広がりを見せはじめるのである。

第二期は八月十日からの一週間である。名古屋、京都などの大都市から、地方都市とその周辺を巻き込み最も盛り上がりを見せた時期である。八月十七日から九月十七日までが第三期である。騒動は鎮静化に向かうか、農村地域や炭鉱・鉱山に広がり、その中には激烈な暴動となる所もあつた。

この米騒動は、わずか二ヶ月足らずの間に一道三府三八県、三八市一五三町一七七ヶ村を巻き込む全国的なものとなつた。百万人を

こえる民衆が参加し、検挙者は二万五千人以上、その九四％が起訴されるという規模のものであった。警察の力だけでは收拾できず、軍の力を借りねばならぬほど盛り上がりを見せている。運動内容は移出米阻止・生活救済要求・米の廉売要求、小作争議との結合、地主など資産家への襲撃に分類することができる。

広島県下でも四市一九町二〇ヶ村で米騒動が起こった。全国的にも参加人員の多さでは七番目の県である。騒動は早くも八月九日、三次町で始まり、米の移出阻止と、米屋への襲撃を行つてゐる。広島市にも、このようすが十日には伝わり、十一日には夜の集合をもつに至つた。そして十二、十三日には米価の引き下げ要求を掲げて米問屋や小売商を襲い、更に酒、醤油などの廉売も要求するなど最高潮に達した。県下の運動を三次・広島でも先に述べた内容のうち小作争議との結合を除いたすべてを含んでゐる。

〈熊野のようす〉

熊野村でも十四日に騒動が起きている。これに先立つ十三日の午後、呉の二河公園に多くの人々が集合し、米価引き下げの対策を話し合い、米屋に押しかけ、廉売を要求している。また広島市からの影響により、十三日夜には海田や矢野でも米騒動があつた。熊野の米騒動は呉や矢野・海田と関係があつたに違いないが、その間のようすはわからない。熊野では十四日の午後八時頃、神社や寺院の釣鐘や太鼓を合図に榊山神社境内に約三〇〇人が手に提灯を持つて集合している。そして熊野村きつての豪農や三軒の米穀商を次々に襲つて歩いた。電球を壊して屋内に入り、戸、障子、その他の器具などを手当り次第に破壊し、翌朝一時頃解散している。なお、このうち一軒の米穀商は米の買い占めをしたというので、前後三回にわたり襲撃を受けている。地主など、資産家・米穀商への襲撃である。熊野での米騒動を鎮圧するため軍隊（三〇人）の出動を要請したという資料もある。

大正七（一九一八）年八月二十二日の中国新聞は一名の検事局送りを伝えている。ところが、他の資料によると十三名となっている。その一名は呉市での米騒動の参加者であるが本籍・出生が熊野村であるために加えられたものであり、他の一名はあとから検挙されたものと推定される。よって熊野村での米騒動の検挙者は一二名である。熊野の米騒動の実態を理解するために検挙者の職業・年齢などを調べてみると、次の通りである。

検事処分者の職業

筆職工	農業と筆職工	農業	土木請負業
※ 8	※ 2	1	1

「米騒動の研究」などに、筆職工一人とあるのは、熊野村の※のある一人と呉市に住む筆軸製造者を合わせたものと推定される。この筆軸製造者が呉と熊野の米騒動を結びつけた一本の糸であるかもしれない。

検事処分者 年齢別（大正七年十二月現在）

熊野村	○	14	17才	18	19	20	29	30	39	40	49	50	59	60	計
広島県	二七	四八	一八七	一五七	九五	三八	三八	七五	八	五六〇	一二	※八一八五			
全国	三四一	六八六	三二七〇	二二二九	一二八二	三八四									

※合計の28名の
くい違いは調
査不能

検事処分者の起訴理由

首魁	騷擾率先助勢	住居侵入	付和随
○	六	六	○

なお、熊野村での騷擾率先助勢は罰金刑から懲役三ヶ月まで騷擾率先助勢・住居侵入は懲役三ヶ月から八ヶ月となっている。

安藝郡通信

▲恩賜金配當

米債募集に依り國民の生活に困難を感ずるを深く御念遣ばされ獲に御下賜に相成たる恩賜金六千九百七十三圓を郡内二十七ヶ町村に分配せられたるが右町村にては直に救済方法計其の上秋値の發途に當つ可く廉賣資金に充當し居れるが各町村に割宛てたる金額左の如し

牛山	一〇〇	中野	一〇〇	温品	一〇〇	仁保	一〇〇	海田	一〇〇	畑野	一〇〇	下野	一〇〇	廣山	一〇〇	吉原	一〇〇	寺島	一〇〇	上野	一〇〇	合野	一〇〇
六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇

中国新聞 8月23日 県下は8万6千円

職業についてみると、筆だけに頼る人八人、農業との兼業二人である。農業とだけ書かれた一名について、大正八年の直接町税（七年に町制移行）で調べてみると、二四円近くの納付額があり、熊野村では中以上だと考えられる。しかし、兼業の二人の場合は小作農である。また年齢をみても、全国・県下と比べ一層高い。このことから生活に苦しむ筆職工や、飯米を売りつくして米を買わねばならない小作農が米価の高騰からくる生活難の中で、やむにやまれず騒動を起こしたと考えられる。狭い熊野村のこと、しかも顔を合わせることの多い筆職のことで、騒動を起こすことへの抵抗もあつてか、顔に墨を塗つての参加もあつたと伝えられている。呉の警察では逮捕のために「私服

巡査を群集中に混え、携帯せる白・赤の『インキ』を巧みに犯人の衣服に付着せしめ後日の証左とし、群集退散後、これを検査引致する方法を講じ」ていたが、同じような方法が熊野でもとられていたと、当時を知る人は言っている。

米騒動への村の対応は恩賜金及び救済金などを使って米の廉売を行かせたと推定できる。そ

下野	一〇〇	倉橋島	九〇〇	仁保	三〇〇	下野	一〇〇	倉橋島	九〇〇	仁保	三〇〇	下野	一〇〇	倉橋島	九〇〇	仁保	三〇〇	下野	一〇〇	倉橋島	九〇〇	仁保	三〇〇
六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八

安藝郡通信

救済金分配

作らぬ國民救済の目的を以て天下の富家諸氏の寄附金中本部に對し六千五百一十兩を郡内二十八ヶ町村に分配せられたるが今其の分配額を見るに左の如し

牛田	一五二	戸坂	一六六
中山	一一〇	中	一〇九
温山	一一八	船越	一八五
仁保	四〇三	奥海田	一六六
海田市	一六八	加賀	一一一
中野	一四八	下野	一一一
上野	一三二	下野	一一一
熊野	一三九	木野	一五〇
後山	一三二	大野	一一二
坂山	三〇七	矢野	一三二
吉浦	二七九	江島	四三〇
警固屋	三五四	倉橋	四二九
渡子	二〇八	下瀬	二七〇
上浦	二三八	下瀬	二七〇

海山の米廉賣

海山町にては各地に於て米店交番に作ひ騒ぎを起したる爲同町有志者は各米店前交番の結果最初より一升二十九錢にて廉賣をなし居れるが各地に於ける有志者寄附の例に倣ひ同町有志者も送金の結果一千七百餘圓を提出し又御下賜金及救済金の分配等を

中国新聞 8月24日 県下は8万3百円

の米の中には外国産の米もあつたに違いない。また、呉市などと同じく村役場の吏員や教員には臨時手当が施されていたが、その場合、米・麦混合の食事の申し合わせに加わるといふ条件がついていた。また、他の市町村の中には、米騒動の後二十日ごろまで消防隊青年団あるいは在郷軍人会などによる不寝番の夜警が組まれるところがでてきた。熊野でもそのような動きがあつたと思われる。こうして、生活に苦しむ人々も一時的には押さえられたのであるが、要求すること、抗議することの意義を学んだのは事実である。

参考資料

- 広島県統計書（広島県）関係年分
- 所謂米騒動事件の研究（吉川光貞）
- 広島県史 近代2 広島県 昭和五十六年三月
- 広島県警察百年史上（広島県警察本部）昭和四十六年五月
- 広島県労働運動史
- 中国新聞（中国新聞社）関係年月日分